

ほけんだより

2025年 10月号



安全な職場と生活を守る！防災対策の再点検

大正12年（1923年）に発生した関東大震災は、死者・行方不明者が10万5千人という甚大な被害をもたらしました。日本は地震のみならず、台風や豪雨など、いつ、どこで発生してもおかしくない、自然災害のリスクが高い国です。大規模な災害は、生活だけでなく、事業の継続をも脅かします。勤務中やご自宅で被災した場合を想定し、いざという時の備えを常日頃から見直し、対策を講じておくことが非常に重要です。



➤企業備蓄に関する自治体ごとの考え方

事業主には従業員の安全確保が義務づけられています（労働契約法第5条）が、自治体によっては災害時の混乱を抑えることや、地域防災への貢献を目的として、従業員や来訪者が敷地内で待機できるよう必要物品の備蓄に努めることが推奨されています。

（例）鹿児島県・鹿児島市の場合

鹿児島県では、防災対策基本条例に基づき、事業者は従業員に対し必要な防災研修や訓練を実施し、従業員や来訪者の安全確保に努めることが求められています。また、鹿児島市では大規模災害時に交通が途絶した場合の帰宅困難者支援について、市内の企業と協定を締結しており、協定事項には備蓄物資の提供への協力が含まれています。

【従業員1人あたりの目安】

- ①水（ペットボトル入り飲料水）：3 L × 3日分
 - ②食料（アルファ化米、クラッカー、乾パンなど）：3食 × 3日分
 - ③その他 毛布1枚、簡易トイレ、衛生用品など
- ※協定では、帰宅困難者への支援物資の提供も含まれます。

➤家具や機器を固定していますか？

オフィスやご自宅が新耐震基準（1981年6月施行）に適合しているかを確認しましょう。新耐震基準を満たした建物であれば、震度6～7程度の地震が発生しても倒壊または崩壊のリスクが低減されます。しかし、建物が無事でも家具が転倒すると、その下敷きになって怪我をする、室内が散乱状態のために延焼火災からの避難が遅れてしまうなど被害が拡大する恐れがあります。

【居室チェックリスト】

- ・家具が床や壁と固定されているか ※金具とボルトで固定する方法が最も効果的
- ・ロッカーやキャビネットなどの上に物を置いていないか
- ・デスク周辺に背の高い家具が置かれていないか
- ・時計・掲示板・額縁などは立てかけず、固定されているか
- ・ガラスには飛散防止フィルムを貼っているか
- ・電子レンジと台、冷蔵庫と壁や天井は固定されているか



➤避難経路を職場・家族全員で実際に歩いてみよう！

オフィスや自宅で被災した際の「避難経路」と「避難場所」は覚えていますか？避難経路を実際に歩いてみましょう。

【よくある課題の例】

- ・避難経路に重量物が置かれていて通れない
- ・怪我人が発生したときに運搬する手段がない、手当ての方法が分からない
- ・避難経路を1つしか定められておらず、火災や倒壊で通れない場合に避難できない

こうした課題は実際に歩くことで初めて気づくこともあります。ぜひ同僚やご家族の皆様と一緒に、確認してみてください。

